

### 3月6日の政治倫理委員会の結果

三浦議員に対する岡崎市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）及び岡崎市議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」という。）による審査について

- 1 三浦議員から代理人の同席について申し出があり、委員会で許可された。
- 2 三浦議員及び代理人から弁明を聴くとともに、事情聴取を行った。
- 3 委員間で条例・要綱違反の有無及び措置について協議を行った。
- 4 三浦議員が、平成25年から28年にかけて不適切な行為、発言をしたこと及び平成28年当時岡崎市議会に対して説明したものと訴訟における発言に著しい齟齬があることが、条例及び要綱違反であることを決定し、これに対する措置として岡崎市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第12条第2号の議員辞職を勧告することとした。
- 5 三浦議員が正当な理由なく委員会を欠席したことが条例違反であることを決定し、これに対する措置として規程第12条第3号のその他必要と認める措置のうち、議長嚴重注意とすることとした。